

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

令和7年度鳥取県山地災害危険地区見直し業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

契約締結日から令和7年12月15日まで

（4）入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。

課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）本店の所在地が県内にあること又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5測量等業務の項の右欄に定める条件を具備していること。

（5）建設コンサルタント登録において、いずれかの部門を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課

4 入札手続等

（1）入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課

電話 0857-26-7695

電子メール chisansabou@pref.tottori.lg.jp

（2）業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課

電話 0857-26-7695

電子メール chisansabou@pref.tottori.lg.jp

（3）入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年6月11日（水）から同月24日（火）までの間にインターネットの鳥取県県土整備部河川港湾局治

山砂防課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/319036.htm>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年6月11日（水）から同月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月2日（水）午後1時30分 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月1日（火）午後5時とする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁本庁舎5階 県土整備部会議室

5 入札参加者に要求される事項

- （1）入札書は、入札説明書の9に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- （2）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により4の（1）の場所に令和7年6月24日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いる場合は、くじによって決定する。

（4）手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。